

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成31年1月28日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年2月15日から3月7日まで縦覧に供する。

平成31年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 山王西岡地区	三豊市建設経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 大野地地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 我久地区	〃
観音寺市柞田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 村道下3号地区	観音寺市経済部農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 北岡2号地区	〃